

2007年6月20日

久間章生防衛大臣 様

北海道平和運動フォーラム

代 表 杉山さかえ

代 表 江本 秀春

代 表 住友 肇

防衛省・陸上自衛隊による平和運動監視に関する申し入れ

防衛省と陸上自衛隊が、自衛隊のイラク派兵に反対する平和運動団体や個人を監視し調査報告書を作成していたことが各種報道で明らかにされました。自衛隊の内部文書には全国41都道府県の289団体・個人の活動状況や写真が記載されています。対象となった団体には、私たち北海道平和運動フォーラムをはじめ、地域組織や加盟労働組合が多数含まれています。私たちは、防衛省・自衛隊が法的根拠も無く平和運動を監視していたことに強く憤りを感じます。

さらに、今回公表された調査活動について、防衛省の守屋武昌事務次官は、「防衛省設置法に基づく調査・研究であり（陸上自衛隊の）訓練で情報保全隊に与えられた情報収集活動」と違法性を否定していますが、今回の資料を見ると、明らかに、憲法で保障された私たち平和運動団体や市民団体の活動・言動に対する圧力を目的とした日常的な監視そのものです。

米軍再編の推進をはじめとして、安倍内閣が米国の軍事政策に追従する中で、私たち平和運動の前に、武装組織・治安維持組織として自衛隊が立ちはだかろうとしていることに強い憤りを感じます。さらに、戦前・戦中のような、物言えぬ社会への逆戻りに対する危機感も抱きます。

周知のとおり、日本国憲法は第19条で「思想及び良心の自由」を、第21条で「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」を保障しています。今回明らかとなった自衛隊による集会やデモの監視は、明らかに憲法に違反するものです。

このような不当な調査活動を直ちに中止するとともに、この間の調査内容を国民の前に開示することを強く申し入れます。

以 上